

# 新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言



◆当団体は、感染防止対策として、次の取組を推進します。

## 1 社会的距離の確保

- 社会的距離の確保、密集を回避した会議・講習会等の実施
- 出入口及び事務所内において、周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
- 対面する場所にビニールカーテン等を設置

## 2 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員のマスク着用及び手洗い(手指消毒)
- 来客等に対し、マスク着用及び手洗い(手指消毒)を呼びかけ
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、作業服等のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理、風邪症状がある方の作業自粛要請
- 現場従業員のKY活動の一環としての体温測定、健康チェック

## 3 施設の衛生管理・換気の徹底

- 利用設備・機材等の消毒
- 玄関及び執務室入口前に消毒液を配置
- 換気設備による換気、又はドアや窓の開閉による換気
- 手洗い場(トイレ)における共通のタオルの使用禁止

## 4 その他業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実施

### その他独自の取組

- ・現場周辺の住民や資材納入業者等との接触及び対面会話の回避
- ・現場の作業車や工作機械の接触部の作業終了時の消毒

上記の内容を当団体会員等へ普及し、取り組みを支援します。

令和2年7月6日 一般社団法人栃木県舗装協会